

豊岡市立三江小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日改定

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法】

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対応チーム等の校内組織を活用して行う。

【いじめ防止のための基本的な方針】

(2) いじめ問題についての基本的な認識

- ① どの子どもにもどの学校でも起こり得る
- ② 人権侵害であり、人として決して許されない
- ③ 大人には気づきにくいところで行われ、発見しにくい
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験
- ⑤ 暴力を伴わなくても、繰り返しや集中により生命、身体に重大な危険
- ⑥ 態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触
- ⑦ 加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在し、この「傍観者から仲裁者への転換」を促すことが重要

2 校内組織体制

いじめ対応チームについて

いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

【構成員】

校長、教頭、生活指導担当、児童支援担当、当該担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター（必要に応じて、SC・SSW）



校内組織

生活指導委員会
児童支援・教育支援委員会
各学年部会



保護者・地域・関係機関との連携

P T A 学校運営協議会 民生児童委員
豊岡警察署 豊岡市こども支援センター
こども園・中学校 青少年健全育成三江会議

※いじめ問題が発生したときは、校長が即座に「いじめ対応チーム」を招集する。

※ネットを利用したいじめへの対応も行う。

3 いじめの未然防止（いじめを生まない土壌づくり）

(1) 基本的な考え方

「つながる子を育てる」を主題にしながら、「学級づくりと授業づくりの一体化」を合言葉に学級づくりを進めてきた。学校生活の大半を占めるのが授業であるから、肯定的な関わり

の中、教師が日々の授業を何よりも大切にして、子どもたちに生きる力を身につけさせることを目指す。そのことは学級の仲間づくりにも有効に働き、子どもたち一人一人の自己有用感や自己肯定感を高めることができる。学級の人間関係が良好であれば授業がより充実したものになっていく。このように授業づくりを起点とし、学級づくりと授業づくりが相互補完的な作用をしながらより高次の「生きる力」を子どもたちに育んでいくことが、いじめを未然に防止することにもつながると考える。

また、発達障害を含む障害のある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行い、適切な指導や必要な支援を行う。

(2) 研修の充実

- ア 学級づくりと授業づくりの一体化を目指す研修
- イ 「いじめ対応マニュアル」や「いじめ未然防止プログラム」（心の教育総合センター）等を活用した研修
- ウ アセスアンケート及びいじめアンケートの活用のための研修
- エ 情報モラル等に関する研修
- オ 非認知能力（やり抜く力・自制心・協働性）の育成に関する研修

(3) 児童の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）

- ア 道徳教育、人権教育の充実
- イ 自然学校及び環境体験事業等、地域の特性を生かした体験活動の充実
- ウ 三江っ子なかよしチームによる異年齢交流活動の充実
- エ 児童の自発的な活動を支える委員会活動、学級活動の充実

(4) 家庭や地域、関係機関との連携

- ア 「豊岡市いじめ防止対策委員会」による提言の推進
- イ 学校「いじめ防止基本方針」のホームページ公開
- ウ オープンスクール、学校だより・学級だよりの発行

4 いじめの早期発見（子どもの変化を敏感に察知）

(1) 基本的な考え方

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、児童理解の手立てを行い、いじめの兆候を見逃さないよう努める。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ア アセスアンケートの実施と分析（年2回）
- イ いじめアンケートの実施と聞き取り（月1回）
毎月25日前後に「いじめアンケート」を実施し、気になる児童の聞き取り及び教育相談（個別面談）を実施し、各学年部会で共有する。
- ウ 生活指導情報交換会（月1回）
「いじめアンケート」及び聞き取りに基づいて、月に一度情報交換を行い、全職員で児童への関わり方を共通理解する。「子どもの心を理解する強化月間」には、学期全体をふり返る。なお、情報を校内のサーバー内にデータ保存し、いつでも最新情報となるよう更新するとともに、常に全職員が閲覧し情報共有を図る。

5 いじめへの早期対応（問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応）

(1) 基本的な考え方

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い迅速にいじめの解決に向けた組織的対応をとる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 学級担任だけで抱え込まず、組織的に対応する。（いじめ対応チーム）また、学校だけでなく、関係機関や専門家と協力して解決にあたる。
- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、被害児童の身の安全を最優先に考え、加害児童に対して毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 傍観者の立場にいる児童に対して、いじめていることと同様であることを認識させる。
エ 被害児童の心の傷を癒すために、SCや養護教諭と連携をとりながら指導を行う。
オ 家庭との連携を密にし、学校の取組を理解してもらい、協力体制を構築する。
カ 「ひょうごっ子悩み相談センター 0120-783-111」等の相談窓口の利用も情報提供する。
キ 犯罪行為においては、関係機関との連携を行う。

(3) いじめが起きた集団への働きかけ

「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示し、学級、学校全体の問題として考え、「いじめの傍観者」から「いじめを抑止する仲裁者」への転換を促す。そして、いじめをはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることだと理解させる。また、日頃から、「観衆、傍観者、仲裁者」以外の立場（通報者、シェルター、スイッチャー等）があることやその役割の大切さについても指導していく。

(4) ネット上のいじめへの対応

書き込みや画像の削除については、被害の拡大を防ぐため、専門機関等に相談し、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

なお、児童へは、

- ・ 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと
- ・ 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること
- ・ 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること

など情報モラルに関する指導を徹底する。

(5) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（面談等により確認）

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
児童生徒が自殺を企画した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等いじめを受ける児童生徒の状況で判断する。

イ 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合は、直ちに豊岡市教育委員会に報告するとともに、学校が主体となって「いじめ対応チーム」を中心に組織的に調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、豊岡市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

7 いじめ防止に関わる年間指導計画と評価

いじめ防止に関わる年間指導計画を作成し、いじめの防止等を包括的に推進する。

なお、いじめ防止等の実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、職員全員による取組の評価アンケートに基づいて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。

＜いじめ防止に関わる年間指導計画と評価＞

	職員会議・研修等	未然防止に向けた取組	早期発見・早期対応
通年	・職員会議、子どもを語る会（毎月） ・生活指導委員会（児童支援委員会）（毎月・随時） ・教育支援委員会（毎月・随時） ・いじめ発生時の緊急対応会議	・児童集会、児童会活動（毎月） ・あいさつ運動（毎月） ・なかよしチーム活動（毎月） ・SC相談会	・指定フォルダによる情報共有（随時） ・いじめアンケート（毎月） ・いじめ聞き取り（毎月） ・教師サポート研修会（毎月） ・学校、学級だより（毎月）
4月	・年間指導計画、学級経営方針 ・いじめ対応チーム会議 ・いじめ対応マニュアル研修 ・いじめ防止基本方針のHP公開	・なかよしチーム活動（縦割班活動） ・学級経営交流会 ・1年生を迎える会	・家庭訪問 ・授業公開（授業参観日） ・学級懇談会
5月	・保護者向け啓発	・教育相談（個別面談） ・小中連絡会 ・学校運営協議会 ・子どもを守る安全対策会議	・子どもの心を理解する強化月間 ・中1授業参観
6月	・アセス交流会 ・児童理解研修会 ・情報モラル研修会（講師招聘） ・演劇ワークショップ（1年）	・アセスアンケート研修	・アセスの実施と分析（第1回） ・OS授業公開（保護者等）
7月	・児童理解研修会	・学習相談 ・情報モラル授業（出前授業）	・地区別座談会（含：講演会） ・保護者懇談会
8月	・SCによる児童理解研修会 ・職員研修（含：市授業づくり） ・取組の評価（職員アンケート）	・夏休みラジオ体操への参加 ・夏休み地区水泳への対応 ・民生児童委員さんとの懇談会 ・SSWさんとの懇談会 ・こども園保育参観、情報交換会	・家庭訪問 ・教育相談
9月	・いじめ対応チーム会議 ・校内研修会（講師招聘）	・教育相談（個別面談） ・幼小中連絡会	・子どもの心を理解する強化月間 ・運動会、体育祭への相互参観
10月	・授業研修（含：市授業づくり） ・アセス交流会 ・演劇ワークショップ（1・2年）	・学校運営協議会	・OS授業公開（保護者等） ・アセスの実施と分析（第2回）
11月	・校内研修会		
12月	・児童理解研修会	・学習相談 ・性教育指導（命の授業）	・保護者懇談会
1月	・いじめ対応チーム会議	・小中ネットワーク会議 ・入学説明会	・SC参観（アセスメント等）
2月	・演劇ワークショップ（1年） ・取組の評価（職員アンケート）	・教育相談（個別面談） ・学校運営協議会 ・人権講演会（PTA）	・子どもの心を理解する強化月間 ・OS授業公開（保護者等）
3月	・児童理解研修会 ・いじめ対応チーム取組のまとめ	・6年生を送る会 ・SC交流会（6年生） ・小中連絡会	・引き継ぎ情報の共有と共通理解（保小連携・小中連携）

いじめ早期発見のためのチェックリスト

記入日 年 月 日 ()

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 人のいやがることを平気でしたり言ったりする雰囲気がある（許されている）
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ 友だちや人の話が最後まできちんと聞けない

いじめられている子

<日常の行動・表情の様子>

- ☐ 自分から発言しない・できない
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる

<授業中・休み時間>

- ☐ 友だちから冷やかされたり、無視されたりする
- ☐ 友だちといっしょに行動できない
- ☐ 教室へ遅れて入ってくることもある

<給食時>

- ☐ みんなといっしょに食べることができない・いやがる
- ☐ 給食当番をしたがらなくなる

<清掃時>

- ☐ みんながいやがる雑巾がけやごみの処理当番になることが多い
- ☐ みんなと同じことができない・させてもらえない

<その他>

- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ 教師が保護者と連絡するのをいやがる

いじめている子

- ☐ あからさまに、教師や一部の友だちの機嫌をとる
- ☐ グループで行動し、他の子どもたちに指示を出す
- ☐ 他の子どもたちに対して、ことばや表情で威嚇する